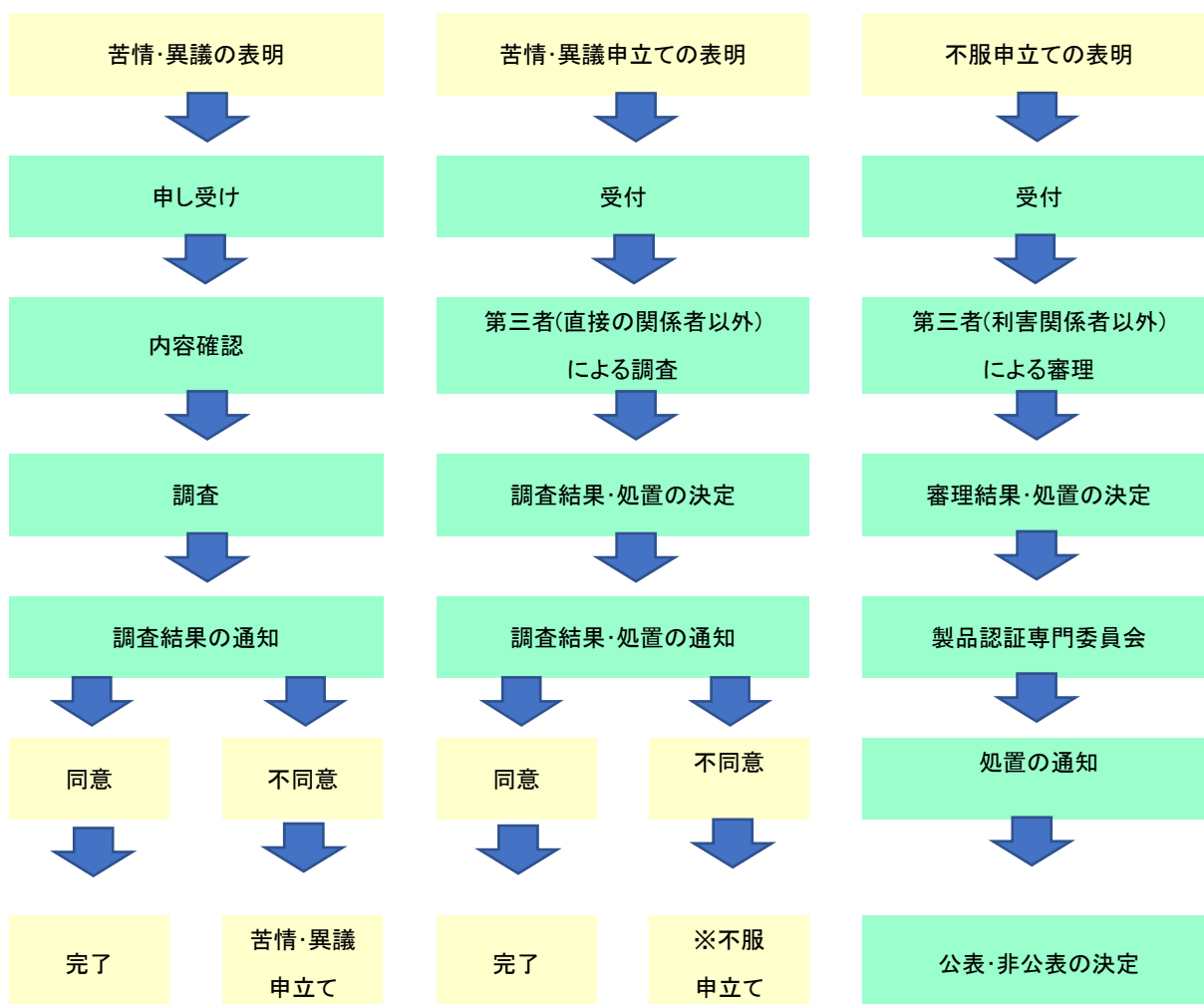


製品認証、試験、工場調査又はこれに係る業務に関する 苦情及び異議申し立てについて

一般財団法人電気安全環境研究所

弊所による製品認証、試験、工場調査又はこれに係る業務に関する苦情及び異議申し立ては、弊所が定める規程により対応致します。

弊所の苦情・異議申し立て・不服申し立ての処理フロー（概略）は以下のとおりです。



※不服申し立てについては、苦情・異議の処置の結果通知日から 1 ヶ月以内に表明が必要です。

1. 詳細は、試験・認証等をお申し込みいただいた部門へお問い合わせください。
2. お申し込みいただいた部門が不明な場合は、[こちら](https://www.jet.or.jp/contact.html) (https://www.jet.or.jp/contact.html) を参照下さい。
3. 以下業務については本フローの対象外となります。
医療機器認証 (<https://www.jet.or.jp/medical/index.html#page03>)
マネジメントシステム認証 (<https://www.jet.or.jp/iso>)